

## 第 54 号

## 川内大代線緊急地方道路整備工事加賀須野橋左岸下部工の請負契約の変更請負契約について

平成24年3月21日議決を経た川内大代線緊急地方道路整備工事加賀須野橋左岸下部工の請負契約の変更請負契約を次のとおり締結する。

平成 25 年 2 月 18 日 提 出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

請負契約書中「5 契約金額 698,460,000円」を「5 契約金額 677,842,200円」に改める。

## 提案理由

工事の請負契約の契約金額の変更に伴い、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議決を経る必要がある。これが、この案件を提出する理由である。